

監 査 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第5項の規定により土木・建築工事の随時監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象課等

公営事業部
建設部
生活環境部
教育委員会
消防本部

公営競技事務所
都市整備課、公園緑地課、施設整備課、下水道課
環境課
教育政策課

令和 2年 3月31日

別府市監査委員 惠 良 寧

同 加 藤 信 康

同 中 尾 薫

随時監査結果報告書

1 監査の対象

- (1) 教育政策課、環境課、公営競技事務所、消防本部及び施設整備課が行った建築工事
- (2) 下水道課、都市整備課、公園緑地課が行った土木工事

2 監査を実施した委員

別府市監査委員 恵 良 寧

同 加 藤 信 康

同 中 尾 薫

3 監査の方法

建築工事については、日本文理大学建築学科教授 井上正文氏に、土木工事については、大分工業高等専門学校都市・環境工学科教授 佐野博昭氏に委嘱し、設計図書等の審査及び現場の実地調査を行った。

4 監査の実施日

- (1) 建築工事 令和 2年 1月27日
- (2) 土木工事 令和 2年 1月24日

5 監査の結果

工事監査業務を委嘱した井上、佐野両氏から提出された報告書の確認により監査を行った限りにおいて、工事技術に関する指摘事項は特に認められなかった。

なお、報告書の内容は次のとおりである。

建 築 工 事

1 別府西中学校管理教室棟外新築工事（教育政策課、施設整備課）

工事は適正に実施されていると判断する。

別府市内公立学校の統廃合については、学校統廃合の効果をフォローアップする体制を構築し、今後とも別府市内の人口動向を見据えた、長期的ビジョンの基に、計画の策定及び実施が望まれる。

竣工後も地域住民を巻き込んだ、教育面での連携に基づく、教育体制を構築して、「ひとづくり」の実を上げて欲しい。

2 平成30年度周辺環境整備事業地域交流センター（仮称）新築工事（環境課）

工事は竣工しており、工事自体は適正に実施されていると判断する。

周辺環境の景観に配慮し木造施設としたことは評価できるが、今後は地域産木材の利用を積極的に行って欲しい。

し尿処理施設との関連での事業であるが、今後は他の同種の施設との関連から、環境課以外の事業関与も検討して欲しい。

今後とも他の地域住民の本施設利用に支障がないよう、他の同種の施設とともに一元的管理運営とすることが望ましい。

今後とも本施設の運営については、これまで以上に広く市民に周知を図ることにより地域住民のみならず市民の幅広い利活用を進めるべきと考える。

3 別府市消防署亀川出張所新築工事（公営競技事務所、消防本部、施設整備課）

工事は、ほぼ竣工しており、工事自体は適正に実施されていると判断する。

同種の施設の建設においては、今後とも前面道路から消防車等の出入りがスムーズに行える敷地選定を行って欲しい。

亀川地区における消防活動が円滑に実施されるよう、今後とも地域の消防分団との連携活動を継続して欲しい。

別府競輪からの収益金が使われているが、今後とも別府市競輪施設整備基金条例に基づき適正な運用を行って欲しい。

土 木 工 事

1 令和元年度上田の湯町10番外污水管きょ更正工事（下水道課）

本工事の事業目的は、「公共下水道事業の一環として、経年劣化した污水管きょの更生工事を行うものである。」とされています。

工事箇所は、昭和38年に施工され、今日に至るまでの56年間、補修履歴もない状態で使用されているとの説明がありました。

工法の選定にあたっては、「布設替え」と「更正工法」のLCCを比較して「更正工法」を採用し、さらに「自立管形成工法」を採用したとのことでした。

書類監査の席上、評価期間（50年、100年）の設定が非常にわかりにくかったため、LCC比較について質問をしましたが、後日、改築工法選定表とLCC比較と長寿命化計画策定に関する手引き（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）を基にして、「何も対策をしない時の評価期間は50年、長寿命化対策を実施する場合は100年」とする国の指針に則った手法であるとの資料の提出を受けました。

次に、夜間施工の理由を質問したところ、交通渋滞を考慮に入れての判断であるとの説明がありました。なお、夜間工事に際して、周辺住民からの苦情の有無を尋ねたところ、一切なかったとのことでした。

なお、本工事は既に終了していることを現地監査において確認しました。

2 平成30年度流川通線（木村橋）外1橋橋梁補修工事（都市整備課）

本工事の事業目的は、「別府市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、劣化、損傷している木村橋・木村小橋の補修を実施し、橋梁の長寿命化および維持管理コストの縮減を図るものである。」とされています。

平成30年度の工事に際して、当初の工期である「平成30年10月15日～平成31年3月15日」が「平成30年10月15日～令和元年5月10日」に変更されていたため、この理由を質問したところ、現地歩道部の塗装塗膜試験を行った結果、既存塗装塗膜中に鉛が含まれていたため、剥離作業が必要となり、その結果、工程変更が生じたとのことでした。

次に、舗装について、当初は、表層35mm+基層35mmの2層施工となっていたのですが、表層70mmの1層施工に変わっていたため、この理由を確認したところ、片側通行の期間を短くするための判断であったとのことでした。このことは、当然のことであり、事前に検討すべき事項であると考えます。

また、現地監査において、一部既存コンクリートの打設が雑な箇所があり、場合によっては剥離落下の可能性を指摘しましたが、後日、工事施工中に打音調査を行っており、問題がないとの報告を受けました。

なお、本工事においては、協議に関する書類が非常に整っており、事前の書類監査をスムーズに行うことができました。

現地監査において本工事は既に終了していることを確認しました。

3 平成30・元年度鉄輪地獄地帯公園整備工事（公園緑地課）

本工事の事業目的は、「別府市総合計画に掲げている「一日中過ごせる公園」を実現するため、公園の拡大整備および機能拡充を計画しており、機能豊かな公園として整備を行うことで、多くの市民や観光客が思い思いの時間を過ごせるスペースとなり、快適な都市環境の形成を推進することができる。また、民設民営の施設によりサービスの提供および利便の向上を図る。」とされています。

平成30年度の工事に際して、当初の工期である「平成30年10月12日～平成31年3月15日」が「平成30年10月12日～令和元年6月28日」に変更されていたため、この理由を質問したところ、盛土工事に際して大分県の土木事務所の砂防工事からの土砂流用を行う予定であったが、予定土砂の土質性状の変動や搬出工程に不測の日数がかかり、このため、工期の延長に至ったとのことでした。

確かに、このような取り組みは、工事発生土砂の有効利用の観点から望ましいと考えますが、これを行うにあたっては活用する土砂性状の把握が重要になってきます。是非とも、今後は、この点をしっかりと調査をして対応することを望みます。

次に、書類中に「11月22日に現地調査をした結果、重力式擁壁の掘削が、一部、私有地の敷地に入るため、擁壁を一部600mm内側に移動して施工を行った。」との記述がありました。この点については、事前に施工業者と打合せを十分に行っていれば回避できることであり、今後このようなことが生じないことを切に願います。

また、災害発生時の避難場所としての利用を想定しての防災機能の付加について質問をしたところ、令和4年以降、防災機能を付加する予定であるとの回答を得ることができました。

なお、本工事においては、安全管理および協議に関する書類が非常に整っており、事前の書類監査をスムーズに行うことができました。

平成30年度の工事は既に終了していますが、令和元年度の工事の進捗状況を確認したところ、12月で予定49%に対して50.2%、1月末時点で予定72%に対して1月24日時点で65%との説明があり、令和2年3月13日までの工期に間に合うことを確認しました。

4 全般

今回は、上記の指摘事項以外に工事関係書類および現地視察などに問題となる事項は認められませんでした。